

# 第1章

## 四季に輝くやすらぎのまち

### 1. 快適環境づくりの総合的推進

#### (1) 現状と課題

本町は、町域の7割以上を占める森林や阿賀川など豊かな自然環境に恵まれていますが、しかし、産業構造や生活環境の変化などにより、市街地近郊の農地や山林、水辺環境への影響が問題となっており、生態系への影響についても問題視されています。

本町の豊かな自然環境を大切に保全していくことは、本町のみならず会津地域の広域的な観点からみても極めて重要なことであり、住民、事業者、行政が一体となって、適正な森林の保全・育成、河川の水質や水辺環境の保全、動植物などの生態系の保全に積極的に取り組んでいく必要があります。

その一方で、地球温暖化、オゾン層の破壊など地球規模での環境問題が深刻化しており、本町も一地域として、積極的に環境問題に取り組む必要があるため、省エネルギーの推進とともに、太陽や風、雪、バイオマスなどの新エネルギーの積極的な導入が求められています。

また、豊かな自然を身近に感じることで、自然の大切さや環境保全の重要性について理解を促すため、自然にふれあうことのできる場や機会の充実に努めていくことも必要になります。

バイオマス  
生物を利用して有用物質  
やエネルギーを得ること。

#### (2) 施策の基本方針

住民が誇りに思う豊かな自然環境、美しい景観を次の世代へと引き継いでいくために、環境基本計画や景観計画などの計画に基づき、森林や河川、生態系などの豊かな自然環境を積極的に保全します。また、新エネルギーの導入や省エネルギーの実践を、住民、事業者、行政の協働により積極的に取り組みます。

### (3) 施策内容

#### 清流を育む山林の保全

無秩序な開発を抑制するとともに森林の施業を促進し、将来にわたり清流をかん養する山林の保全を図ります。

山林は、土砂崩れ防止や景観形成、環境保全、生き物の生息の場等多様な役割を果たしており、多面的な視点で保全に努めます。

#### 水辺環境・水質の保全

潤いのある景観の形成や生物の身近な生息の場となっている河川、ため池などの水辺環境の持つ重要性を再認識し、防災に配慮しながら保全に努めます。

生活や農業など住民活動を支えている河川や地下水、湧水の水質を保全するため、住民・事業者、来訪者への啓発、環境美化活動を推進します。

#### 環境にやさしい施策の推進

太陽光や風力、雪、バイオマスなど環境負荷の少ない新しいエネルギーの活用を推進します。

特に、公共施設へ積極的に導入し、住民への意識啓発を図ります。

地球温暖化防止に向けて、住民・事業者・行政が率先した省エネルギーの推進など地球環境への配慮を行う対策を進めます。

#### 環境教育・啓発活動の推進

環境学習や環境に関する啓発イベント等を開催し、自然環境を保全することの大切さを住民に伝え意識の啓発を図ります。

#### 庁内における環境管理システムの構築

地球温暖化防止実行計画の策定や環境マネジメントシステム の認定に向けた取り組みを進めます。

環境マネジメントシステム  
環境保全の目的を企業や組織内で体系化し、有効に機能させるためのシステム。  
環境管理システム。

## 2 . 公園・緑地・水辺の整備

### (1) 現状と課題

公園や緑地などの憩いの空間は、住民生活に潤いと安らぎをもたらし、住民の交流やふれあいの場としても重要な役割を担っています。本町には、豊かな自然環境を活かした白鳳山公園、蓋沼森林公園、せせらぎ公園などが整備されていますが、身近な憩いの場となる市街地内の公園・緑地については不足しており、多様化するレクリエーションニーズ等に対応していくためには十分とはいえない状況です。

今後は、自然環境との調和を基本としながら自然と身近に接することができる緑地空間の一層の充実を図っていくとともに、住民が身近な生活空間において気軽に利用できる特色をもった公園・緑地を各地域に整備していく必要があります。

また、公園・緑地の整備だけでなく、公共公益施設や工場などの大規模施設や住宅地の緑化、街路樹の整備などによる緑化を進め、潤いのある市街地形成を図っていくことも必要です。

町内には、阿賀川などの一級河川や普通河川など、大小さまざまな河川が流れ、水資源を供給するとともに、住民生活に潤いや安らぎを与えています。水辺に親しみ、生き物にふれあう環境として、多自然型の川づくり などに取り組んでいくことが必要とされています。

多自然型の川づくり  
国土の保全のために必要とされる治水上の安全性を確保しつつ、多様な河川の環境を保全したり、できるだけ改変しないようにし、また、改変する場合でも最低限の改変にとどめるとともに、良好な自然環境の復元が可能となるように川づくりを行うもの。

### (2) 施策の基本方針

山林や河川などの自然環境を活用し、地域的なバランスも考慮しながら、住民生活に潤いと安らぎをもたらす魅力ある公園・緑地づくりを進めます。

緑美しいまちづくりに向けて、町全体での緑化活動を進めます。

### (3) 施策内容

#### 公園及び歩行・散策空間の整備

緑の基本計画に基づき、身近な憩いの場、レクリエーションの場、緊急時の避難の場など多様な役割を果たす公園・緑地の創出を図ります。本町の豊かな自然、特徴的な歴史資源を活用した、特色のある公園整備に努めます。

河川や用水路などを利用して、気軽に自然に親しめる歩行・散策空間の整備に努めます。

各地に整備されている公園については、子どもや高齢者が安心して利用できるよう、公園内の施設の安全管理や更新を行います。

#### 住民、事業所、行政の協働による緑化の推進

地域住民のニーズや意向を踏まえながら、住民参加による公園整備に取り組みます。

公共施設の緑化に先導的に取り組み、住民、事業所の緑化を誘導します。

幼稚園、保育園、小中学校、地区老人会、ボランティアグループ等の地域ぐるみの緑化運動を推進します。

#### 豊かな自然環境の活用

自然環境の保全を基本として、住民が自然を身近に感じられる場、自然を学ぶことのできる場づくりに努めます。

## 3 . 上下水道の整備

### ( 1 ) 現状と課題

本町は、会津若松地方水道用水供給事業団から水道供給が行われており、今後とも安全で良質な水を安定的に供給することが重要な事項です。また、近年は地震などの災害に対する安全性の確保が大きな課題となっており、水道施設の計画的な更新や耐震化など災害に強い施設整備を推進していく必要があります。

下水道整備は周辺環境の向上と河川等公共用水域の水質汚濁防止、地域振興の面からも重要であり不可欠な事業です。本町では、公共下水道事業を推進するとともに、農業集落排水整備事業及び合併処理浄化槽設置による取り組みを進めています。今後も、地域の特性と財政負担を十分に考慮しながら、適切な事業手法を選択し効率的かつ適正な整備を進めていく必要があります。

### ( 2 ) 施策の基本方針

水源の保全、水道施設の効率的な維持管理や老朽管の更新、耐震化、経営の適正化や効率化を図り、安全で質のよい、そして安定した水の供給を確保します。また、地域の特性に応じた各種下水道事業を推進し、快適な生活環境の確保を進めます。

### (3) 施策内容

#### 安全で良質な水の安定供給と健全経営

安全で良質な水の安定した供給確保のための、施設整備の充実とともに老朽施設の更新が求められます。また、水道事業の経営の健全化について取り組みます。

#### 公共下水道事業の推進

快適な生活環境を確保するため、中長期の整備目標に沿った区域拡大を図り、公共下水道の計画的な整備を進めます。

水環境保全の意識啓発を図りながら、水洗化率の向上に努めます。

#### 排水の適正処理の推進

公共下水道処理区域外については、農村集落排水事業や浄化槽市町村整備推進事業を推進し排水の適正処理を図ります。

## 4 . 環境衛生対策の充実

### ( 1 ) 現状と課題

近年、大量生産・大量消費を中心とした社会経済活動や生活利便性を求める消費者ニーズを背景として、排出されるごみの量が増加し、環境に大きな負荷を与えています。環境問題は、日々の生活や経済活動が原因となっているものであり、すべての人が自らの問題としてとらえ、省資源やリサイクルなど循環型社会の形成に向けた積極的な取り組みを進める必要があります。

本町のごみの量は年々増加傾向にあり、ごみを減らし資源を有効活用するためには、住民、事業者、行政が一体となった取り組みが必要であり、ごみの分別、減量化を徹底するとともに、リサイクル活動の強化や発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）の意識を高めていくことが求められます。また、ごみ処理費の削減に向けた取り組みを進めるなど効率的なごみの収集・処理体制の充実を図っていくことも重要になります。

今後定住の促進を図る上では、新たな墓地の整備も求められています。

### ( 2 ) 施策の基本方針

環境への負荷の少ない循環型社会を構築するため、住民・事業者と行政が一体となっごみの減量化や資源リサイクルなどに取り組みます。

また、環境衛生対策に必要な各種施設については、広域連携を踏まえつつ効率的な整備を進めます。

### (3) 施策内容

#### 資源リサイクル等の推進

ごみの発生・抑制に向けた取り組みを推進します。

ごみの分別収集の徹底を図るとともに、R3運動（リサイクル、リユース、リデュース）などの資源リサイクルを推進します。

ごみの有効利用を図るため、生ごみの堆肥化を推進します。

#### 廃棄物適正処理対策の推進

道路や河川・山林等への不法投棄が目立つことから、住民、関係機関等の協力体制を強化し、モラルの向上と不法投棄のないまちづくりを目指します。

畜産の排泄物、産業廃棄物などによる公害の監視体制を強化し、未然防止を図りながら、発生源に対する指導強化に努めます。

#### ごみ処理施設及びし尿処理施設の整備充実

ごみ処理広域化基本計画に基づき、効率的なごみ処理、し尿処理施設の整備に取り組みます。

#### 墓地の整備

長期的な墓地需要の把握に努め、既存墓地の維持管理とともに新たな墓地の確保を進めます。

モラル  
道徳。倫理。



## 5 . 消防・防災体制の充実

### ( 1 ) 現状と課題

高齢化の進展や地域コミュニティの希薄化、若年人口の減少など、地域の防災力の低下が懸念されています。そのため、住民一人ひとりの防災意識の向上や自主防災組織の充実を図るとともに、住民への確実な情報提供や、高齢者、障がい者などの災害時要援護者への対応など、災害発生時に的確に対応できる防災体制や消防・救急体制の充実が求められています。

本町は、森林や河川などの豊かな自然環境に恵まれています。自然は時に大きな災害を引き起こす危険性も有しています。こうした自然災害から住民の生命と財産を守るため、国や県、関係機関との連携のもと、森林や河川などの災害対策を充実するなど治山・治水・砂防事業を積極的に推進していく必要があります。また、公共施設や住宅の耐震化など災害に強いまちづくりを進めていく必要があります。

### ( 2 ) 施策の基本方針

災害の防止や被害の軽減に向けた防災対策の強化や住民の防災意識の向上を図るとともに、地域の防災体制や消防・救急体制を強化し、災害に強い安全なまちづくりを進めます。

国や県と連携して、森林の整備や砂防対策などの治山・治水・砂防事業を推進します。

### (3) 施策内容

#### 消防団活性化対策の推進

広域常備消防体制のなかで常備消防体制と救急体制の強化を図ります。

消防団員の確保、消防団活動の啓発など消防団活動の活性化を図ります。

#### 地域防災計画などの防災関連指針の策定

各種災害に対する予防対策、応急対策、復旧対策に至る防災の指針となる地域防災計画などを策定します。

総合的な防災が的確に進められるように、計画の定期的な点検と必要に応じた見直しにより充実を図ります。

#### 防災対策の充実

公共施設や住宅の耐震性の向上を促進するとともに、防災行政無線の整備、避難路・避難場所の確保や周知の徹底を進めます。

防火水槽、消火栓、消防屯所、消防ポンプ自動車、小型動力ポンプなど防災設備・備品の更新を計画的に推進します。

防災訓練などを実施し、住民の防災意識の啓発に努めるとともに、住民相互が助け合い、協力し合う自主防災組織の育成を支援します。

#### 治山・治水対策の促進

河川や溜池の改修、急傾斜地の崩壊防止など災害を未然に防ぐ対策の充実を図ります。

#### 住宅や公共施設の防災対策の充実

住宅や事業所については、耐震化や不燃化など防災対策の充実に努めます。

災害時の防災拠点や避難場所になる役場や学校など公共施設については、耐震化や不燃化を進めます。

## 6 . 交通安全・防犯体制の充実

### ( 1 ) 現状と課題

自動車保有台数や、免許保有数の増加に伴い交通事故件数は年々増加傾向にあります。特に近年は、高齢者や子どもなど交通弱者を巻き込んだ交通事故が多くなっています。特に高齢者については、加害者になることも多く、高齢化が進む本町にとっては大きな問題となっています。

交通事故のない住み良い社会を形成する上では、高齢者や子どもたち、若者や中高年ドライバーへの交通安全啓発活動とともに、交通量の多い幹線道路や危険な交差点の改良整備や適正な交通規制の実施、交通安全標識など交通安全施設の整備を図ることが必要です。そのためには、警察や県、関係団体などとの連携のもとに適切な対策を講じていくことが必要です。

町内の犯罪発生は近年増加傾向にあり、なかでも窃盗が大きな比率を占めるとともに、犯罪の若年化が進んでいます。また、近年幼い子どもを狙った犯罪も多発しており、主要な道路や通学路における街灯や防犯灯の設置など防犯対策の充実とともに、地域内で住民の協力による、防犯への取り組みが必要です。

### ( 2 ) 施策の基本方針

交通安全施設の整備や、各機関の連携や地域ぐるみの交通安全教育や防犯体制の充実を図り、安全で安心できるまちづくりを進めます。

特に、子どもや高齢者など交通弱者に配慮した整備、支援体制の充実を図ります。

### (3) 施策内容

#### 安全対策の充実

夜間の犯罪を未然に防止するために、防犯灯の設置を計画的に推進します。

交通の安全性を確保するために、歩道の確保や危険個所へのカーブミラー、ガードレール、車両速度抑制を促す標識などの設置を図ります。

冬季における車歩道の安全性を確保するために、除雪対策などの充実を図ります。

#### 防犯体制の強化

家庭、地域、学校、関連団体が連携し、犯罪を未然に防ぐための体制を強化します。

町の将来を担う子どもたちが犯罪に巻き込まれないように、防犯体制の強化を進めます。

#### 交通安全思想・教育の高揚

子どもから高齢者に至るまで安全に対する認識がもてるように、各機関と連携を図り、交通安全教室の開催など、交通安全対策の充実に努めます。特に高齢者に対しての交通安全思想・教育の強化に努めます。

運転者の安全運転の重要性、ルール、マナーの尊重などの意識啓発を図るとともに、安全運転管理者（事業所等）に対する働きかけを行います。

## 7 . 消費者対策の充実

### ( 1 ) 現状と課題

近年、高齢者を狙った悪質な訪問販売、複雑な契約による商品販売、インターネットを利用した消費者トラブルの増加など消費者を取り巻く環境は複雑化、多様化してきています。このような住民の消費生活における安全の確保は、きわめて重要な問題となってきました。

### ( 2 ) 施策の基本方針

地域、警察、行政が一体となって、住民の消費生活の安全を確保するための、消費者相談体制の充実や、消費者トラブルを未然に防止するための情報の提供や意識の啓発を進めます。

### (3) 施策内容

#### 消費者相談体制の充実

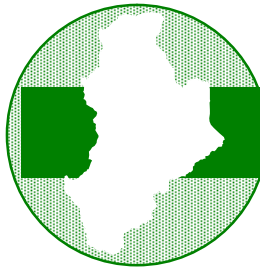
きめ細かな消費者に対する相談に応じられるように、消費生活相談体制を確立し、住民の消費生活の安全を確保します。

#### 消費者意識の啓発

消費生活のための講座や消費者問題に対する各種の情報提供、消費者教育を推進しながら、消費生活の啓発運動の推進を図ります。また、高齢者に対して、消費者トラブルを未然に防止するための啓発を進めます。

#### 消費者団体の育成

消費生活分野の学習等の活動を行う団体の育成及び活動支援を行い、消費生活能力の向上に努めます。



## 第2章

# 活力にあふれる産業のまち

## 1. 農業の振興

### (1) 現状と課題

本町の基幹産業である農業は、稲作を中心に野菜、果樹、工芸作物などを取り入れた複合経営が盛んに行われています。近年では農用地の整備、規模拡大、機械化が図られ、効率的で安定した農業経営が進められています。

しかし、農産物の輸入自由化の進展による競争の激化や米価の低迷、兼業化の進行、農業者の高齢化や後継者不足などにより、農家戸数や農業者の減少、耕作放棄地の増加が進んでいます。こうしたなか、地域特有の諸条件を踏まえ、農地の流動化、ほ場整備の推進、農地や農業用水路等の保全管理、防災ダム機能の改修、優良農地の確保や農作物の高付加価値化等の対策を進めるとともに、集落営農及び農業生産法人、認定農家の育成に努める必要があります。

近年、食の安全に対する意識の高まりから農業の重要性が再認識され、健康づくりや生きがいづくりなどの面でも農業の持つ魅力が見直されており、農業者以外からも農業への関心が高まっています。今後は、担い手の育成や大規模経営への転換、農産物のブランド化など農業経営の安定化を図るとともに、住民生活の向上や観光振興など農地の多面的な機能が発揮されるよう農地の保全・活用を図る必要があります。

### (2) 施策の基本方針

地域経済及び自然環境と調和した農業生産基盤の整備や農地の保全及び有効活用を進めるとともに、農業生産性の向上や担い手の育成など農業経営の安定化を図ります。

農業の持続的発展に向けて、農業を通じた教育や交流、環境保全、定住など、多様な取り組みを進めます。

### (3) 施策内容

#### 生産基盤の整備

耕作放棄地の増加防止と優良農地の維持のため、中山間地域等直接支払制度と農業受委託制度の活用を図ります。

ほ場、農業用排水路、溜池、農道などの農業基盤整備事業の促進や新宮川ダム農業用水の有効利用を進めます。

#### 生産構造の再編

農地の集約化や水稻栽培の省力・低コスト化、農業生産法人や特定農業団体の設立など、効率の高い農業経営を促進します。

#### 農産物加工直売体制の充実促進

女性や高齢者の余剰労働力を活用し、生きがいづくり及び地産地消を促進するために、特産物直売所及び農産物加工所の整備を支援します。

#### 循環型農業の推進

特別栽培農作物など新鮮で安全・安心な農産物づくりや、福祉施設・学校との連携による地産地消、バイオマスエネルギーの利用など、地域循環型の農業を推進します。

#### 食育の推進

農業体験の機会の創出やグリーンツーリズムの促進とともに、地域の食材を活かしたスローフード など「食」を通じた農業に対する意識の啓発を図ります。

#### 担い手の育成と確保

認定農業者を中心とした意欲ある農業者の経営能力の向上とともに、新規就農者の育成確保のために、各機関等との連携及び役割分担による対策を講じます。

UターンやIターンによる就職については、農業経営の研修制度を創設するとともに、農地や住居の斡旋・融資制度の紹介などの受け入れ体制を整備します。

#### スローフード

その土地でとれた安全な食べ物、その季節にとれた新鮮な食べ物、質の良い食べ物を守ろうとする運動



## 2 . 林業の振興

### ( 1 ) 現状と課題

本町の林野面積（国有林と民有林の合計）は、町全体の約7割以上を占めていますが、林家数は年々減少してきており、平成12年では659戸となっています。林業を取り巻く環境は、立木価格の低下やパルプ材価格の低迷などにより林業経営者の意欲減退を招き、それに伴う後継者不足などから、林家数も減少傾向にあります。

豊かな森林を林業資源としてだけでなく、観光・レクリエーション資源や農業資源、さらに環境資源及びエネルギー資源として活用するなど、持続可能な森林経営を進めていくことが課題となっています。

また、森林は災害の防止や水源かん養、緑地としての保健休養などの公益的機能を持ち、住民生活とも密接にかかわっています。こうした森林の多様な機能を認識し有効に活用していくため、適切に整備を進めていくことが求められます。

### ( 2 ) 施策の基本方針

計画的な育林や振興基盤の整備を推進し、森林が持つ公益的機能の保持に努めるとともに、観光や交流の場としての積極的な活用を図ります。

### (3) 施策内容

#### 林業生産基盤の整備

国や県等による林道開設を促進し、林業生産基盤の整備に努めます。

森林病虫害等防除事業や適切な人工林の間伐、広葉樹混在の豊かな森林の育成などを推進し、森林の保全・育成に努めます。

#### 林業経営の安定化

森林組合や林業事業者、林業従事者への指導や活動支援を行い、健全な林業生産活動を促進します。

特用林産物（シイタケ、ナメコ、山菜等）の生産団地化を促進します。

間伐材や製材端材などの木質バイオマス資源を、地産地消型のエネルギー源として有効活用することを検討します。

#### 森林公園・自然公園の再整備

水源かん養や防災に配慮しながら、スポーツ・レクリエーションや自然観察、健康増進（リハビリテーション）など、多様なニーズに対応した森林公園、自然公園の再整備を検討します。

## 3 . 商業・サービス業の振興

### ( 1 ) 現状と課題

本町の商業は、これまで隣接する会津若松市の商業集積に大きく依存しており、今後幹線道路沿いの商業集積が拠点的に展開され、広域的に集客力が高まる施設が立地することも予測されます。

その一方、地域に密着した商店は、商店数、年間販売額とも縮小傾向にあり、平成 16 年の商店数は 317 まで減少しており、空き店舗の増加など空洞化が進み活力が停滞しています。

今後は、農業や観光との連携による観光客向けの商店街整備や、住民ニーズに応えられる商品の品揃えや接客対応、IT 時代に適応したサービスの拡充などが課題となっています。また、子どもや高齢者等の生活に密着した地域の商業環境の充実も重要な課題であり、中小事業者への支援などにより地域の生活利便性を高める商店づくりとともに、買い物しやすい環境づくりを進めることが必要となっています。

### ( 2 ) 施策の基本方針

地域に密着した商店の振興やサービスの充実を図るとともに、魅力ある商業・サービス施設の整備を推進し、住民の生活利便性の向上につながる魅力ある商業環境を形成します。

### (3) 施策内容

#### 魅力的な商業地づくり

中心市街地活性化の計画に基づき、市街地整備と連動した駐車場や駐輪場の確保、安全で快適な歩行空間の整備やバリアフリー化、共同店舗化、消費者ニーズに沿った業種の誘導など、魅力ある商業地づくりを促進します。

高齢者の増加や女性の社会進出などの社会情勢に応じたサービスの充実を図ります。

ITの積極的な活用と高付加価値化などにより、住民、事業者、行政が一体となって地域製品の消費拡大を推進します。

本町の商業活性化を担う人材や組織の育成に努めます。

#### まちなか居住の推進

市街地の空洞化を抑制するために、公園や下水道の生活基盤施設の充実を図りながら、まちなか居住を誘導します。

#### 経営指導體制の充実

商工会組織がおこなう経営改善、人材育成活動への助成を、商工会等関係団体との連携のもと指導體制の充実を図ります。

#### 制度資金の導入

経営改善、近代化を図るために、低利で長期の安定的な制度資金を円滑に供給するとともに、町としても商工会との連携のもと制度資金の活用について積極的に推進します。

## 4 . 工業・地場産業の振興

### ( 1 ) 現状と課題

本町の工業の特徴としては、窯業が県内外でも有名で、窯業に関連する碍子製造は地場産業として古くからこの地に根付いており、近年では電気機械器具や精密機械器具関連産業の進展がみられます。しかし、中小規模の工場が多く、停滞する経済状況の中で経営は厳しい状況にあります。

工業の一層の発展を図るためには、長期的な産業振興のビジョンを明確にしたうえで、整備が予定されている新たなスマートインターチェンジ、工業用地や豊富な水資源などの有効活用と、地場産業や主力の電気関連産業の経営の安定化と健全な育成を図り、地域産業を活性化していく必要があります。また、先端技術産業や福祉産業等の新たな企業の誘致と支援、既存産業と新たな産業との連携、会津大学などとの産学の連携、意欲あふれる起業家への支援なども含め、本町の特性や社会のニーズ等を的確に捉えた産業振興策を進めていく必要があります。

### ( 2 ) 施策の基本方針

既存企業の体質強化や情報化などを一層積極的に支援しながら、広域交通条件を活かした企業の誘致・育成に努めます。

また、農業や窯業などの地域特性を活かした、付加価値があり競争力の強い産業の育成に取り組みます。

### (3) 施策内容

#### 新規優良企業の誘致活動の推進

新たな事業者や工場の進出の奨励につながる優遇措置を充実し、福祉や環境、IT関連産業、研究開発など優良な事業者や工場の誘致に努めます。

#### 工業団地整備の推進

磐越自動車道に整備を進めているスマートインターチェンジを活かして、既存の工業団地の整備と販売促進を図り、新規企業立地の誘致に努めます。

工業誘致に関する支援策について検討します。

#### 地場産業の振興

会津本郷焼に代表される特色のある地場産業の振興を図るため、後継者の育成や外国向けの製品開発、産学連携、販売や研究の拠点となる施設の整備などに取り組みます。

インターネットや展示会などを通じた積極的な情報発信を行います。

#### 新たな地域産業の活用

農水産業及び商工業者との異業種間交流の機会をもち、地場産品を活用した特産品の開発等を図り、新たな地域産業の創出を目指します。

新たな特産品の開発等を行う、研究開発体制、拠点施設の整備について検討します。

## 5 . 観光産業の振興

### ( 1 ) 現状と課題

本町及び会津地方は、歴史的観光資源を数多く有しています。1400年の歴史を持つ伊佐須美神社、東北最古の焼物といわれる会津本郷焼、野口英世ゆかりの中田観音をはじめ、特筆に値する歴史的・文化的観光資源が各町村に点在しており、年間約140万人を超える観光客が訪れています。

近年は心のゆとりが重視されるなか、体験や学習を伴う観光、自然とのふれあいや心身のいやしを求める観光など、観光に対するニーズは多様化しています。緑に囲まれた自然豊かな土地と、自然の恵みによってつくられる農作物、歴史・文化、産業資源、温泉、食文化等を生かした体験・交流型、滞在型の観光地として、日本国内に限らず海外にまで情報発信し、もてなす観光地づくりが重要となっています。

また、隣接する下郷町の大内宿には一年を通して観光客が訪れており、近隣市町村との広域観光に対する取り組み、観光資源の保全活動等がより一層必要となっています。

### ( 2 ) 施策の基本方針

豊かな自然環境や農業資源など本町の特色を活かした観光施設の充実を図るとともに、地域の資源や人材を活かした推進体制の整備を図り、住民や来訪者が会津美里の魅力を満喫できるような観光振興を推進します。

### (3) 施策内容

#### 観光交流拠点の整備・充実

本町の自然や歴史・文化、食文化、地場産業、温泉、スマートインターチェンジ等を最大限に活かして、新しい町の観光交流拠点となるミュージアム や道の駅 の整備について検討します。観光客の利便性を高めるために、駐車場などのサービス施設の充実を図ります。

ミュージアム  
博物館、美術館

道の駅  
一般道路に設けられた、高速道路のパーキングエリアのような休憩施設

#### 観光・交流活動のネットワーク化

町内の観光・交流資源をネットワークする周遊ルートの整備を図ります。

地域住民・事業者と連携し、テーマや年齢層に応じた魅力的なツアーを開発するとともに、特色ある観光・交流イベントの開催促進、統一デザインによる案内板の整備など、地域の特徴を活かしたもてなしのまちづくりを進めます。

観光都市としてあいさつや道案内、情報提供など、町全体で観光客をもてなす意識の醸成に努めます。

#### 広域観光の推進

周辺自治体と連携した会津地域としての広域観光振興施策、観光ルートづくりを推進します。観光振興を担う観光協会等関連団体の育成・支援を図ります。

#### 観光推進体制の充実

観光ガイドやパンフレットの作成、インターネットなど各種メディアの有効活用などにより、宣伝・情報発信を強化します。

本町を訪れる観光客などに対して、まちの案内、観光資源の紹介や説明などを行う観光ボランティアの育成を支援します。



## 6 . 雇用機会の確保と安定

### ( 1 ) 現状と課題

近年、社会経済情勢の低迷が続くなかにおいて、雇用情勢も厳しさを増しています。また、少子高齢化が進み、若年労働力の減少が見込まれており、活力ある地域社会を維持し発展していくためには、安定した雇用の確保が重要な課題となります。さらに、就職就学期にあわせた若年世代の人口の転出も多く、人口の町外流出を抑制し、新たな労働人口の町内流入を促進するうえでも、企業の誘致や新たな産業の振興など雇用の充実を図ることは極めて重要になります。

一方、ライフスタイルの多様化や余暇時間の増大などにより、心の豊かさやゆとりを重視した生活の実現が求められており、男女の働き方の見直しや子育てと仕事の両立、勤労者福祉の充実などの要請も高まっています。

そのため、こうした住民ニーズに的確に対応した労働環境を確保するとともに、健全な労働力の確保や労働意欲の向上に資する勤労者行政を推進していく必要があります。

### ( 2 ) 施策の基本方針

若者の定着や他地域からの人口流入を促進するとともに、少子高齢社会に対応したまちづくりを進めるため、雇用の場の創出と働きやすい労働環境の確保を進めます。

### (3) 施策内容

#### 新たな産業の育成・起業支援

福祉サービスなど身近な地域を対象としたコミュニティビジネスの育成やベンチャー企業など地域経済の活性化につながる起業を支援します。

新たなビジネスチャンスを生む異業種交流の機会を充実するなど、新しい分野や新たな市場の開拓をめざす既存企業の積極的な取り組みを支援します。

#### 雇用対策の充実

人口の定着化を促し若年層の町外流出を抑制するため、計画的に産業振興を推進し、安定した雇用の場の確保に努めます。

ハローワーク等と連携し、U・J・Iターン向けの雇用情報の提供や雇用相談を実施し、就業機会の拡大に向けた取り組みを推進します。

#### 労働環境の向上

勤労者が安心して働くことができるよう、環境の整備に努めます。

労使関係の安定化、男女共同参画社会の実現、働きがいのある職場づくりをめざし、職場環境の向上について事業所に対して働きかけます。

#### ベンチャー企業

新たな技術や高度な知識をもとに、創造的・革新的な事業を展開している創業後まもない企業。



## 第3章

# 健やかで優しい福祉のまち

## 1. 保健・医療体制の充実

### (1) 現状と課題

生活習慣、生活環境の変化に伴い、「がん」「脳血管疾患」「心疾患」等の生活習慣病が増加し、これによる死亡割合は男女とも高い割合を占めています。また、若い年齢層でも肥満や高血圧等の有所見者の割合が増えることで、今後はメタボリック症候群の増加も予測されます。これに対し、早期発見と早期治療により疾病の進行の防止、住民一人ひとりの健康づくりや生活習慣の改善への意識の高揚が求められます。

また、医療に関する要求が高度化、多様化していますが、町内には総合病院がなく、町外の医療機関に大きく依存しています。住民の医療ニーズや救急・休日・夜間の医療にも対応できるよう、町外の総合病院と連携した医療体制の充実を図っていく必要があります。

高齢社会をむかえ老人医療費の増大は、健全な行政運営にも影響を及ぼす問題であることから、健康増進や早期発見・早期治療、リハビリテーションに至る一貫した質の高い地域保健医療の提供が求められます。

母子保健については、低出生体重児の増加、乳幼児期の育児不安の増大等、母子をとりまく環境の変化に伴い、母子保健についても多くの課題がみられます。

メタボリック症候群  
肥満・高血糖・高中性脂肪血症・高コレステロール血症・高血圧の危険因子が重なった状態。複合することによって糖尿病・心筋梗塞(こうそく)・脳卒中などの発症リスクが高まる。高カロリー・高脂肪の食事と運動不足が原因。

### (2) 施策の基本方針

保健・医療に関するビジョンのもと、住民が生涯にわたり健康で豊かに暮らせるよう、温泉を利用した健康づくり、健(検)診や相談体制、健康や食生活に関する情報提供の充実を図ります。

また、質の高い地域保健医療が提供できる体制の整備・充実を図るとともに、広域的な連携による地域医療体制や救急医療体制の充実を図ります。

### (3) 施策内容

#### 温泉を活用した健康づくり

健康づくりへの意識の高まりを踏まえ、温泉を活かした独自の健康づくり環境の構築に取り組みます。

#### 地域医療の充実

医療機関と連携した健康診査体制などの充実を図るとともに、健康増進、疾病予防、早期発見、早期治療、リハビリテーションに至る一貫した質の高い地域保健医療が提供できる体制づくりを進めます。

#### 救急医療体制の充実

住民が必要な時に適切な医療を受けることができるように、夜間・休日の医療体制を、近隣市町村と連携し、広域行政のなかで充実を図っていきます。

#### 保健基盤の充実

検診、健康診査、保健指導、機能回復訓練等、保健サービスの充実を図るため、地域における健康づくりの拠点の機能拡充を進めます。

#### 健康増進事業の充実

生活習慣病の発症を予防し、早世(65歳未満の死亡)の減少の実現に向けて、適正な生活習慣への改善を支援します。

子どもから高齢者までが、生涯を通じてスポーツ・レクリエーションなどを楽しみ、自主的に健康づくりに取り組めるよう、健康増進施設の充実を図り、多様な健康づくりの機会を創出します。

#### 母子保健対策の充実

関連機関との連携を密にし、地域における母子保健施策等をきめ細やかに講じます。

## 2 . 地域福祉の推進

### ( 1 ) 現状と課題

核家族化の進展やひとり暮らしや高齢者世帯の増加、地域住民のつながりの希薄化など、地域社会のあり方が変化しています。また、高齢者や障がい者など社会弱者の方々が地域での支援を必要としています。こうしたなか、住み慣れた家や地域で安心して生活するためには、人にやさしいまちづくりの推進とともに、地域と連携したきめ細やかなサービスの充実と、地域住民がパートナーシップ という共通認識を持つことが必要とされています。

地域福祉が担う役割はさらに重要性を増すことから、住民自らが主体的に福祉活動を行うことにより、住民が地域のなかで安心していきいきと自立した生活を送ることができる地域づくりを目指し、地域福祉活動の一層の充実を図っていく必要があります。

また、社会経済の低迷により就業機会が減少することにより、失業等の生活不安や生活困窮にいたる世帯が増えることが予測されます。このような生活困窮世帯に対応した低所得者福祉の充実が求められます。

パートナーシップ  
協力関係、共同、提携。

### ( 2 ) 施策の基本方針

地域住民の多様な福祉ニーズに対し、ボランティアの育成や福祉教育の推進などに努めるとともに、地域社会の連帯意識を醸成し、ともに生き、ともに支えあう地域社会の構築を図ります。

社会福祉協議会活動を支援するとともに、社会福祉事業者、福祉団体などとの連携により積極的な地域福祉活動への参加を促し、各種福祉推進体制の強化を図ります。

### (3) 施策内容

#### 地域福祉活動の推進

今後の地域福祉を総合的に推進する上で大きな柱になる地域福祉計画に基づき、多様化する福祉ニーズに応え、複雑多岐にわたる福祉サービスを適切に提供するため、地域福祉計画に基づき、地域住民と一体となった地域参加型の福祉活動を推進します。

民生委員・児童委員、社会福祉協議会との協力を図りながら、地域における福祉エキスパートの養成を支援します。

#### 福祉ボランティア等の強化・育成

地域住民同士での支えあいによる福祉活動を促進するため、NPOやボランティアなどの育成及び活動支援を行います。

#### 低所得者福祉の推進

社会福祉協議会や地域民生委員と連携を密にし、低所得者や生活困窮者の実態把握に努めるとともに、生活福祉資金制度などを活用し低所得者の自立を支援します。

#### 人にやさしい福祉のまちづくり

公共施設をはじめとして、多くの人々が利用する施設等のバリアフリー化はもちろんのこと、ユニバーサルデザインの理念の啓発により、誰もが安全で便利で快適な住みよい福祉のまちづくりを推進します。

エキスパート  
ある分野に経験を積んで、高度の技術をもっている人。専門家。熟練者。

## 3 . 子育て支援施策の推進

### ( 1 ) 現状と課題

少子化や核家族化の進展、女性の社会進出、結婚や子育てに対する意識の多様化など、子育てに対するニーズが多様化し、子どもを取り巻く環境が大きく変化しています。次代を担う子どもたちが心身ともに健やかに生まれ育つことの重要性が高く認識されるようになり、家庭と地域が一体となり、若い世代が安心して子どもを産み、育てていくことができる環境づくりがこれまで以上に求められています。また、子育てに対する不安や負担から、身体的暴力など児童虐待につながることもあり、各機関が連携を密にして、適切に対応していく必要があります。

平成 17 年現在、町内には保育所（園）が公立 5 ヶ所、私立 1 園が配置されており、通常保育をはじめとする各種の保育サービスを提供しています。しかしながら、家族形態の変化などに伴い保育ニーズは一層多様化してきており、保育の質の向上に向けた取り組みを進めていくことが求められます。

年々増加しているひとり親家庭では、社会的・経済的な制約のなかで子どもを健全に育てることを両立していかなければならいため、経済的な負担を軽減するとともに、精神的な面での支援が必要とされています。

### ( 2 ) 施策の基本方針

少子化傾向の緩和を図るため、総合的な子育て支援施策を推進し、家庭、地域、事業者、行政の相互協力により子育てしやすい環境づくりを進めます。

また、社会情勢の変化に対応した援助体制の充実を図り、ひとり親家庭の生活の自立と健康な生活の実現を支援します。

### (3) 施策内容

#### 子育て支援環境の充実

子育て支援に関する計画に基づき、安心して子どもを産み、育てられるよう、出産や子育てにかかる経済的な負担を軽減するための支援を行います。

被虐待児童とその家族を援助し、早期発見、早期対応及び発生防止に努めます。

#### 子育てに関する情報発信

子育てに関する情報の収集・発信を進めるとともに、育児不安の解消や保護者同士の交流を図り、地域が一体となった子育てサークルの充実に努めます。

#### 保育サービスの充実

延長保育の実施箇所や受入人数の拡大、実施時間帯の延長を進めるとともに、乳児保育や障がい児保育、一時保育など保育サービスの充実に努めます。

幼稚園・保育所の一体化、総合施設化など利用者の視点に立った保育及び幼児教育体制のあり方を検討し、保育所(園)の再編・再整備を図ります。

#### 児童館、児童公園の整備

児童の健全な育成を図るため、児童館や未利用の施設・空き教室の有効活用による児童クラブの設置など放課後児童対策の充実に努めます。また、遊び場や多目的広場、児童公園等、子ども達が安心して遊べる場所の整備を進めます。

#### ひとり親家庭への支援

福祉事務所を中心に国・県・町の制度を最大限に活用し、ひとり親家庭の自立を支援します。

#### 延長保育

保育所で、通常の保育時間を延長して行う保育。女性就労の増加や就労形態の変化に対応するもの。



## 4 . 高齢者施策の充実

### ( 1 ) 現状と課題

本町の高齢化率は、平成 17 年現在 29.3%となっており、今後も高い高齢化率が見込まれます。老人福祉施設や老人保健施設の充実を進めるなど高齢者施策の推進に取り組んできましたが、本格的な高齢社会をむかえ、介護を必要とする高齢者、さらに高齢者単身世帯や高齢者のみの世帯が増加傾向にあり、家族介護だけでは困難な状況や、サービスの提供が対応しきれなくなっている状況も見うけられます。

今後は介護保険制度の基本理念である高齢者の生活・人生を尊重し、できる限り自立した生活を送ることができるよう、介護予防サービスの展開も含めた高齢者施策の充実をさらに進めていく必要があります。

また、高齢者がいつまでも健康を維持し、生きがいを持っていきいきと生活できる地域づくりや充実したサービスの提供が必要であり、住み慣れたまちで、地域全体に支えられながら安心して安定した生活を送ることができる社会づくりを進めていくことが求められています。

### ( 2 ) 施策の基本方針

高齢者が自立して安定した生活を維持し、地域で生きがいを持って生活できるよう、福祉施設の整備やより良い福祉サービスの提供を進めます。

また、高齢者の豊かな知識や経験を活かした活動機会の創出など、生きがいづくりを推進します。

### (3) 施策内容

#### 高齢者の自立支援

介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画などの計画に基づき、適正な高齢者の自立支援を行います。

介護予防事業の展開により、高齢者自らの生活意欲を高め、状態の改善又は重度化の予防を図ります。

介護保険の認定対象外となった高齢者に対して、要支援・要介護状態へと進行しないために、介護予防・生活支援型サービスの事業の実施を図ります。

高齢者が住み慣れた住まいで安心して生活できるように、高齢者が住みやすい住まいづくり、支援の体制づくりなど、各種の生活支援サービスを推進します。

#### 介護保険サービスの充実

高齢者が自らの選択に基づき、良質な介護サービスを利用できるようにするために、地域において必要な介護サービスを量と質の両面にわたって確保に努めます。

#### 高齢者関連施設の整備と活用

既存の高齢者関連施設の活用を図るとともに、ニーズに応じた新たな高齢者福祉施設整備を進めます。

#### 生きがいづくり

学習やスポーツ活動の充実、就労支援など、地域の高齢者が生きがいを持って生活できるような機会の提供や場所づくりを進めます。

## 5 . 障がい者施策の充実

### ( 1 ) 現状と課題

近年、核家族化などの家族形態の多様化と介護者の高齢化により、障がいを持つ方への介護力の低下がみられます。障がい者福祉の基本的な方向として、施設福祉ではなく地域で自立して生活を目指す方向に進んでいますが、支援のための施設や就労の場が不足しているため、地域での生活が困難となっている状況もみられます。また、障がいについて、特に精神障がいや難病を持つ方に対して偏見が残るなど地域住民の理解が得られないことも大きな課題となっています。

今後は、障がいのある人もない人も、お互いに支えあい、障がい者が社会の一員として快適な生活が送れるような社会をめざし、ノーマライゼーション、リハビリテーションの実現を進めていく必要があります。

また、まちづくりにおいては、誰もが等しく住みよい社会を実現するというユニバーサルデザインの考え方が重要になります。このため、公共施設のバリアフリー化などハード面の整備はもとより、住民一人ひとりの思いやりの気持ちを醸成するなどソフト面においてもユニバーサルデザインを浸透させていくことが求められます。

### ( 2 ) 施策の基本方針

ノーマライゼーション、リハビリテーションの理念のもと、障がい者の自立と社会参加を支援するとともに、在宅福祉の充実を図り、障がい者が地域のなかで健常者とともに助け合いながら安心して暮らせる地域社会の実現をめざします。

### (3) 施策内容

#### 障がい者の自立支援

日常生活を支える各種支援サービスの充実、相談体制や学習機会の充実などを図り、家庭や地域における障がい者の安心で自立した生活を支援します。

障がい者の社会参加意識を高揚し、地域における交流活動や就業を支援します。

障がい者に対する住民の理解を啓発し、NPOやボランティアとともに地域で支えあう福祉のまちづくりを推進します。

#### 障がい者福祉施設の充実

身体障がい者(児)の通所型施設とともに、自宅での生活が困難な知的障がい者や精神障がい者が自宅同様に安心して生活できるグループホームの整備を検討します。

#### 生活の質の向上

障がい者の生活の質の向上を図るために、ボランティアの育成や支援費制度の充実、年金・手当や扶助・割引などの諸制度の周知徹底、専門家による権利擁護など相談体制の強化に努めます。

#### 作業所等の充実による就労機会の拡充

障がい者の自立を支援する授産施設の充実とともに、障がい者の就職と職場定着の促進を働きかけます。

## 6 . 社会保障の充実

### ( 1 ) 現状と課題

すべての住民が健康で文化的な暮らしを営むことができるよう、低所得者に対する自立のための相談・指導体制、生活保護制度の充実、さらには、住民の健康の保持及び福祉の増進を図るための、医療給付事業の適切な運用が求められています。

国民健康保険については、近年、加入者に対する低所得者や高齢者、ひとり親家庭の割合が増加し、疾病の多様化、医療技術の高度化、多受診などにより、医療費が高額化しています。健全な保険制度運営を図っていくためには、制度の周知と理解を促し適正な賦課と収納率の向上に努め、保険財政の安定化を図り、医療費の適正化を進めていく必要があります。

国民年金制度は、老後生活の基礎的な収入を支える重要な制度ですが、近年は少子高齢化が急速に進展するなかにあって将来の受給に不安を抱く人が増え、未加入・未納者の増加が問題となっています。安定した制度運営のためには、保険者である国との協力・連携のもと、制度の周知徹底など啓発を図っていく必要があります。

### ( 2 ) 施策の基本方針

すべての住民が健康で文化的な生活が営めるよう、各種社会保障制度の健全経営と、それに基づくサービスの充実を図ります。

### (3) 施策内容

#### 低所得者に対する相談・指導体制の充実

低所得者の社会経済的な自立を支えるため、相談・指導体制の充実とともに、生活保護制度の適切な運用を図ります。

#### 医療費の適正化

国民健康保険制度の長期的かつ安定的な運営については、高齢化等により高騰する医療費を抑制することが第一であるため、重複受診や多重受診者に対する訪問指導など受診回数の軽減を図るとともに、予防事業の充実や健康志向の普及活動等を進めます。

#### 国民健康保険税収納率の向上

国保財政の健全化に向けて、国保未加入者の的確な捕捉と被保険者の正確な把握に努めます。

#### 介護保険制度の安定経営

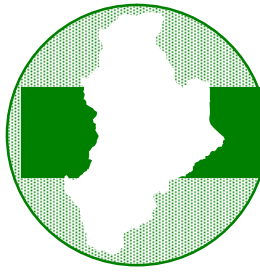
介護保険 サービスの充実、適正かつ迅速な要介護認定など介護保険事業の充実を図るとともに、健全財政の堅持を基本に、安定的な経営に努めます。

#### 社会保険制度の理解と周知徹底

年金や医療、介護など社会保険制度について住民の理解と信頼を深めるため、啓発冊子や広報誌などにより内容の周知に努めます。

#### 介護保険

高齢者などの介護を公的に保障するための社会保険。公費および被保険者(40歳以上の国民)の保険料を財源として、被保険者が介護を必要とする状態と認定された場合に、介護サービスなどの給付を受ける。



## 第4章

# 学びと楽しさの文化のまち

## 1. 生涯学習社会の形成

### (1) 現状と課題

余暇時間の増大や生活水準の向上、高齢化の進行、情報化の進展など社会状況が変化するなかで、一生涯にわたって学習し続ける重要性が提起されています。

本町では、公民館などの社会教育施設を拠点として、学習機会を提供し学習活動を推進していますが、今後も多様化、高度化する学習ニーズに対応できるよう学習環境の整備と拡充、学校教育施設とのネットワーク化を図っていくことが求められます。

また、住民のさまざまな課題や多様化・高度化するニーズに対応するために、だれでも、いつでも学べる生涯学習の理念に基づいた社会教育活動を推進することが重要です。

国際社会を向かえて、諸外国の歴史・文化などを学ぶ機会、さらには国際的な視野を持つ人材を育成するプログラムなど、国際感覚を養っていくことが望まれます。

### (2) 施策の基本方針

学習意欲や興味に応じて住民が生涯を通じて、いつでも・どこでも・だれでも主体的に学ぶことができる質の高い学習環境の創出を図ります。

また、学習の成果が地域のまちづくりや国際交流、教育、人材の育成などにつながるよう、地域・学校・家庭の連携を強化します。

### (3) 施策内容

#### 生涯学習施設の整備

「いつでも、どこでも、だれでも」が学ぶことができるよう、文化ホールや図書館、交流スペースなど複合的な機能を備えた生涯学習・文化・交流拠点施設の整備を検討します。

#### 生涯学習支援体制の充実

生涯学習推進計画に基づき、子どもから高齢者まで幅広い学習ニーズを充足するために、各種学級・講座の充実を図ります。

指導者の育成や広報、ホームページ等による情報の提供などの支援体制を構築します。

#### 国際交流活動の推進

異文化を受け入れることができる国際感覚を養い、また、国際理解を深めるため、国際理解学習や語学講座の充実を図ります。

小中学生を対象として、外国へのホームステイやホスト体制づくりなど国際交流体制の整備を行います。



## 2 . 学校教育の充実

### ( 1 ) 現状と課題

命を大切にす教育や基礎的・基本的な学力の定着など教育の今日的課題が多くあり、その解決のため、教育内容を一層充実させ「生きる力」を育成していく必要があります。また、本町の自然や歴史、風土、地域の人材等を生かした特色ある教育・特色ある学校づくり、国際化、情報化、環境問題、人権尊重、ボランティアをはじめとする様々な課題に主体的に対応できる力や豊かな心を育む教育の一層の推進が求められています。

学校教育を取り巻く環境は、いじめや虐待、不登校、少年犯罪の増加など子どもの心の教育の重要性が増すなど、大きな変化に直面しており、子どもを狙う凶悪犯罪や地震等の災害に対する安全性の確保も重要な問題となっています。こうした課題に対応していくためには、学校の透明性を確保し、学校と家庭、地域が一体となって教育内容を充実するとともに、耐震性の確保や防犯設備の充実など学校施設の整備・改善を進めていく必要があります。

旧町村単位にある給食センターについては、統合による新たな施設整備が求められています。

### ( 2 ) 施策の基本方針

生涯を通じて学び続ける創造性豊かな子どもたちを育成するため、生徒の自主性を尊重しつつ社会性を高め、学ぶことの楽しさや喜びを感じられる教育を推進します。

また、安心して学ぶことのできる環境づくりや情報化や国際化などの社会に柔軟に対応するための教育の充実を図ります。

### (3) 施策内容

#### 教育改革の実施

完全学校週5日制、総合的な学習の時間等の教育改革の趣旨を踏まえ、豊かな人間性を育てるための教育を目指し、各教科の指導内容・指導方法の工夫改善を図り、一人ひとりの個性を生かす教育の実現に努めます。

#### 就学前教育の充実

幼児教育の一層の充実を図るため、就学前の教育・保育を一体として捉え、一貫して提供する仕組みを検討するとともに、幼稚園と保育所（園）さらに幼稚園と小学校の連携のあり方を含めて、幼児期における家庭や地域における教育について、幅広い観点から子どもを育てる環境の整備を推進します。

#### 学校の安全対策の実施

老朽化した学校施設の耐震診断等を行い、大規模改造や構造的補強・内部改修を図ります。不審者や変質者による被害を未然に防止するための防犯対策を強化します。

#### 教育関連施設の整備と活用

地域の実情に応じた学校の統合とともに、空き教室の活用方策について検討します。給食センターの統合整備について検討します。

#### 情報化・国際化への対応

パソコンを使った情報教育や、外国語講師の小・中学校への計画的派遣などを行い、情報化・国際化に対応した教育を推進します。

#### スクールバスの運行

子どもたちの通学手段であるスクールバスの運行の充実に努めます。

## 3 . 生涯スポーツの振興

### ( 1 ) 現状と課題

生活の利便化や余暇の増加・少子高齢が進むなか、住民の健康づくりへの関心はいつそう高まりを見せており、スポーツに親しむことは、心身ともに健康で活力ある生活をおくるうえで重要であり、スポーツが果たす役割はますます大きくなっています。

本町では、体育館（3箇所）、陸上競技場（1箇所）、多目的広場（4箇所）などの運動施設が整備されており、また生涯スポーツ推進体制を支える体育指導、スポーツ少年団等の組織・活動の整備が着実に進み、町全体及び各地域において住民参加のスポーツ行事を実施するなどスポーツの場を提供しています。競技スポーツだけではなく生涯スポーツの普及により子どもから高齢者まで気軽にスポーツに親しむ土壌ができつつあります。

一方、指導者の不足やスポーツアスリートの育成、老朽化対策など施設の安全性の向上、スポーツニーズに応じた施設の充実など課題も残されています。また、健康づくりから本格的な競技スポーツに至るまでスポーツに対する住民ニーズはますます多様化し、社会環境が変化するなか、地域性を活かした総合型地域スポーツクラブの設立も求められています。

生涯スポーツ  
だれもが生涯の各時期にわたって、それぞれの体力や年齢、目的に応じて、いつでも、どこでもスポーツに親しむこと。

スポーツアスリート  
競技者

### ( 2 ) 施策の基本方針

スポーツを通じた交流機会の充実、指導者の育成や施設の整備等を図り、子どもから高齢者までだれもが手軽にスポーツライフを楽しめる環境づくりを進めます。また、生涯スポーツを支える施設の安全性の向上や施設整備の充実、世界に通用するスポーツアスリートの育成についても取り組みます。

### (3) 施策内容

#### スポーツ施設・管理運営体制の充実

スポーツニーズに対応した施設の充実や、安心してスポーツ施設を利用できるよう施設の耐震診断及び改修事業を進めます。

スポーツ施設の有効利用を図るため、公民館やインターネットなどでも利用手続きができるよう、管理運営から利用に至るまでの一連のシステム化を進めます。

#### 生涯スポーツの振興

住民の幅広く多彩なスポーツニーズにこたえ、適切な指導が行えるように、各種講習会、研修会などの充実により、スポーツ指導者の養成と指導力の向上を推進します。

幼児から高齢者までだれもがいつでも気軽にスポーツ・レクリエーションを楽しむことができ、健康の維持、増進を目的としたスポーツ・レクリエーションの積極的な取り組みを推進します。総合型地域スポーツクラブの設立に向けた取り組みを推進します。

#### 競技スポーツの強化

競技団体、少年スポーツクラブ等の競技力向上のために、指導者の資質（知識、技術）の向上のための研修や体育協会の組織力を強化し、スポーツ選手の育成・強化に努めます。

## 4 . 青少年の健全育成

### ( 1 ) 現状と課題

都市化の進展、核家族化や少子化など家庭を取り巻く社会情勢が変化するなか、家庭や地域の教育機能が低下するとともに、青少年の意識や行動形態が大きく変化し、いじめや不登校、非行、少年犯罪の増加や低年齢化など青少年を取り巻く問題は深刻さを増しています。

本町では、青少年の健全な育成を図るための取り組みを継続的に実施しており、少年非行の防止など一定の成果はみられますが、今後も、地域の教育力を更に高め住民一人ひとりが家庭や地域社会の役割と責任を十分に認識し、家庭・地域・学校が一体となって乳幼児期からの健全育成を図っていく必要があります。

### ( 2 ) 施策の基本方針

21 世紀を担う青少年が自らの役割と責任を自覚し、自己の能力を伸ばし、自己実現に向けて主体的に行動できる条件整備を進めます。また、家庭・学校・地域社会が一体となって、健康で豊かな心と体をもつ青少年の育成を図ります。

### (3) 施策内容

#### 地域ぐるみの健全育成活動の推進

家庭・地域・学校の連携による地域ぐるみで取り組む青少年の健全育成活動の推進と充実を図ります。

青少年の非行防止を図るため、PTA・教育委員会・警察等が連携を強化し、有害環境浄化活動、非行防止活動、補導活動を推進します。

#### 多様な社会活動等への参画機会の拡充

子どもが団体活動を通じ、仲間づくりや地域の一員として自覚を高めることができるように、子ども会などの少年団体活動の活性化を図ります。

青少年が、社会人として自覚と関心を高め、豊かな心を育むことができるように、環境美化活動・ボランティア活動・世代間交流活動など、地域活動への参加を促進します。

#### 家庭教育の推進

基本的な生活習慣や豊かな人間性が育まれるよう、家庭の教育力向上と乳幼児期からの心の教育の推進を図ります。

## 5 . 地域文化の継承と創造

### ( 1 ) 現状と課題

近年、心の豊かさを求める住民意識が高まるなか、人生にたのしみと潤いをもたらすものとして、地域独自の文化・芸術に対する関心も高まっています。こうした機運を背景として、地域に根付いた芸術文化活動がさらに活発に行われるよう、質の高い芸術文化に接する機会を提供するなど、住民ニーズに応じた文化・芸術活動の活性化を促していくことが求められます。

伝統文化や文化財は、人々の営みのなかで生まれ、育まれ、私たちに守り伝えられてきた貴重な財産です。本町には、会津の総鎮守・会津文化発祥の地として名高い伊佐須美神社をはじめ、町内に数多く存在する貴重な文化財や歴史風土、郷土芸能、伝統行事、祭りなどが保存・継承されており、これらを次世代に受け継いでいくことが必要です。

また、文化・芸術活動を継承し、活動を支える場づくりや、その企画・運営方法の充実を図る必要があります。

### ( 2 ) 施策の基本方針

幅広い芸術・文化活動、民俗芸能などの伝統文化継承活動を支えるとともに、本町の歴史資源の発掘と保全を図ります。

また、地域で育まれてきた貴重な歴史・文化を後世に継承していくために、施設整備や収集事業などに取り組みます。

### (3) 施策内容

#### 各種芸術・文化団体の育成・支援

文化芸術に関する情報の収集と提供に努めるとともに、文化団体に対する支援を充実し、住民の文化・芸術に対する意識の啓発や活動の振興を図ります。

#### 文化財の発掘と啓発

地域文化の保存・伝承に努めるとともに、各地域に潜在している歴史・民俗資源を発掘します。生涯学習や学校教育などを通じて、地域文化に触れる機会を充実し、周知啓発を図ります。

#### 歴史・文化資源の保全と活用

本町の歴史・文化を伝える資源については、適正な管理による保全を図るとともに、観光的に活用できる資源については、積極的な活用を検討します。

#### 伝統文化や行事の保全・継承

伝統文化の保護・保存に向けた後継者の育成及び支援を行います。

各地域で開催されてきた祭りなどの歴史的な伝統や文化を保全するとともに、一層の充実を図ることで新たな文化を創出していきます。

#### 会津本郷焼収集事業の推進

- ・ 県内外に流出した会津本郷焼の秀逸作品の継続的な収集を推進します。

#### 歴史民俗資料館の整備

郷土学習の場や文化財に親しむ機会の充実に努め、町の歴史及び文化研究の拠点としての歴史民俗資料館の整備を検討します。



## 6 . 交流の推進

### ( 1 ) 現状と課題

近年、交通・通信手段が飛躍的に発展し、経済活動から個人レベルまで社会生活の様々な場面において、人・もの・文化・情報などの交流が日本の他地域、さらには国境を超えて地球規模で展開されています。

こうしたなかで本町では、旧町単位では他市町村との交流が行われていましたが、国外の都市との文化交流や中学生・高校生の派遣など、国際交流はこれからの課題です。

その一方で、町内在住の外国人数も増加傾向にあり、地域のあり方に少なからず変化をもたらしはじめています。そのため、住民レベルでの交流活動を充実するなど国際感覚に優れた人づくりを進めるとともに、外国人が生活し、来訪しやすい国際化に対応したまちづくりが求められています。

### ( 2 ) 施策の基本方針

異文化への理解を深めるよう、さまざまな国や地域の人たちとの交流を促進し、国際感覚豊かな人づくりを進めます。

また、本町の魅力を全国に発信するとともに、多様な文化や芸能などに触れる機会を創出するために、国内都市との交流を促進します。

### (3) 施策内容

#### 国際交流の推進

住民を対象とした海外派遣や学校における実践的な外国語教育を推進するなど、外国の文化や価値観に触れる機会を提供し、国際感覚に優れた人づくりに努めます。

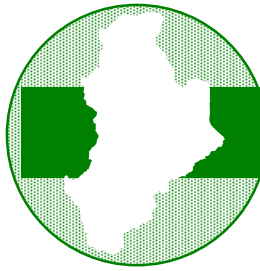
#### 国際化への対応

外国語による案内やパンフレットの作成、案内サインの外国語表記を推進するなど、在住外国人が生活しやすく、外国人観光客が来訪しやすい環境づくりを進めます。

日本語を学習できる機会の充実や通訳ボランティアの育成など、言葉による障害を取り除く取り組みを推進します。

#### 地域間交流の促進

これまでの姉妹(友好)都市との交流を促進し、交流づくりに努めます。また、国内都市との姉妹都市や友好都市の締結を検討します。



## 第5章

# 快適さと暮らし重視のまち

## 1．計画的な土地利用の推進

### (1) 現状と課題

本町の土地利用は、町域の7割以上を占める森林と北側の平野部に形成された市街地と農地などからなっています。旧会津高田町、旧会津本郷町の一部が都市計画区域に含まれ、用途地域の指定等による土地利用の規制と誘導を行っていますが、その他の大部分の地域は都市計画区域外となっています。そのため、町域の大部分において市街地の整備等に関する明確な方針が定まっておらず、計画的な土地利用の規制・誘導が十分に行われているとはいえない状況となっています。

また、市街地と新規に整備される予定のスマートインターチェンジを結ぶ道路、分散している旧町村単位の市街地相互を結ぶ道路など主要な幹線道路の周辺地域についても、適正な土地利用の誘導が求められます。

今後は、長期的かつ総合的な視点から本町が目指すべき土地利用の将来像をしっかりと見据え、整備、開発及び保全の方針を明確にし、計画的な土地利用を図っていく必要があります。

計画的で効率的な土地利用を図るうえで土地の実態を正確に把握することが重要になりますが、部分的に現在の登記内容について、土地境界の不明確、現地との不一致など土地の実態を正確に把握されていない状況にあります。そのため、限りある国土の有効活用・保全のために、地籍調査を推進する必要があります。

### (2) 施策の基本方針

豊かな自然環境との調和を重視しつつ、住民の生活環境の向上を目指すため、国土利用計画等に基づき、適正かつ合理的な土地利用を進めるとともに、適正な土地管理の基礎となる地籍調査事業を推進します。

### (3) 施策内容

#### 計画的な土地利用の推進

土地利用や都市施設整備などを計画的に進めるため、住民・事業者との協働による都市計画マスタープランを策定し、宅地化の誘導や農地の保全、拠点形成など合理的で機能的なまちづくりを推進します。

都市的利用区域と農業区域を明確にし、農用地を確保・保全するため、都市計画と農業振興地域の見直しや土地利用施策の方針を確立します。市街地と新規に整備される予定のスマートインターチェンジを結ぶ道路、旧町村の市街地相互を結ぶ道路などの幹線道路沿道の適正な土地利用を誘導します。

#### 地域の特性を生かしたまちづくりの推進

地域の自然環境や歴史・文化等の特性や、これまで蓄積してきた都市整備に関するさまざまな経験を活かして、住民、事業者、行政との適切な役割分担のための仕組みづくりを進め、協働による良好なまちづくりを推進します。

#### 地籍調査の推進

効率的な土地利用を推進するため、地籍調査事業を進めます。

## 2 . 市街地の整備

### ( 1 ) 現状と課題

市街地中心部は旧来の商店、工場、住宅が混在している状態で、商店街の不振による空店舗や人口の空洞化による空家の増加、細い路地と木造家屋の集積、下水処理施設や公園緑地などの基盤整備の未整備など生活環境としての課題を抱えています。

また、市街地と市街地周辺の効率的な土地利用を促すために、土地区画整理と都市計画道路整備を積極的に推進してきました。今後とも市街地と周辺の発展や安全・安心のまちづくりを促進するために、計画的な区画整理の事業化を推進する必要があります。

合併により行政や商業・業務、教育、文化などの住民生活に必要なサービス・機能の利用、享受について、不安を抱えている住民が多い状況にあります。そのため、旧町村単位の市街地相互の機能連携を図りながら、各種機能の充実を図ることが求められます。

### ( 2 ) 施策の基本方針

快適な住民生活や活力を創出する産業の振興を支え、将来にわたって安全で魅力的な地域の持続的な発展のために必要な、都市施設や都市機能の充実、土地区画整理事業の推進を図ります。

### (3) 施策内容

#### 市街地の整備

市街地の整備にあたっては、周辺の自然や景観が損なわれないよう環境に配慮しながら居住環境の向上、安全性の向上、商業・業務機能の活性化、公共的空間の創出や交通機能の改善など、これからの社会経済動向を見据えて取り組みます。

#### 生活を支える機能の充実

住民生活を支える商業、業務、金融、福祉、文化、行政などの各種機能については、住民が等しく利用できるよう、またサービスを受けられるように、計画的な機能の充実に努めます。

#### 土地区画整理事業の推進

防災上問題を抱える地区や、地域の健全な発展のために積極的に市街化を進めるべき地区においては、土地区画整理事業により計画的な市街化を推進します。

## 3 . 住宅・宅地の整備

### ( 1 ) 現状と課題

近年の社会経済環境は、安定成長への移行、少子高齢社会、質の重視など成熟社会へと大きく変化し、それに伴い住宅に対する価値観やライフスタイルも多様化し、住宅政策のあり方にも大きな変化をもたらしています。これまでは、会津若松市のベッドタウンなどとしての住宅の整備が進められ、平野部での新たな住宅供給が進む一方で、山間部では若年層の流出などにより過疎化が進み、地域ごとに住宅政策の課題も大きな差が生じています。

今後はこうした住宅・住環境に対する住民ニーズの多様化や地域ごとの特性に留意しながら、定住人口の確保や高齢者住宅対策、住まいの安全確保など住宅・住環境の向上、自然環境との共生に向けた取り組みを進めていく必要があります。

平成 16 年に景観法が施行され、全国的にも景観に対する取り組みが活発化しており、定住促進にもつながる歴史や文化を活かした魅力ある居住環境の創出に向けて、住民と行政が一体となって魅力ある街並み・景観づくりの取り組みを進めていく必要があります。

また、公営住宅については一部建築年度が古く、現在の生活ニーズとの不一致、老朽が進んでいるため、高齢者や障がい者への配慮などの視点を取り入れながら、老朽化住宅の建て替え・改善を計画的に進める必要があります。

### ( 2 ) 施策の基本方針

豊かな自然環境や景観、安全性に配慮しながら、若者から高齢者までが安心して住み続けられ、誇りを持つる良好な住環境の形成に努めます。

### (3) 施策内容

#### 定住の促進

住宅マスタープランなどの住宅に関する各種計画に基づき、魅力あるふるさとづくりのため、自然環境、固有の伝統、文化等地域が持つ特性を活かしながら、将来に資産として継承しうる質の高い居住空間を形成するための施策を推進します。

#### 住宅用地の造成・分譲

若者や定年世代などの定住人口の確保に向けて、それぞれのニーズにあった居住環境を提供するなど、多様な世代が住み続けることができる各種支援策を講じます。

国土利用計画法及び開発行為指導要綱に基づいた適切な指導により、民間による質の高い住宅開発を促進します。

#### 美しい街なみ景観づくり

景観計画や景観条例に基づき、地域住民の理解と協力のもと、地域の歴史や文化を活かした統一感のある街並みや、緑化や環境美化の促進につとめ、住む人が誇れ、見る人が美しいと感じる街並みづくりを進めます。

違法広告物の撤去などにより、道路景観の美化を図ります。

#### 公営住宅の建て替え・改善及び新規建設の推進

町営住宅の質の向上を促進するために、建て替えのみでなく、既存の町営住宅の住戸改善による活用などを総合的に検討し、計画的で効率的な町営住宅の整備・改善を図ります。

#### 人と環境にやさしい住まいづくり

自然エネルギーの利用や、バリアフリー化・ユニバーサルデザインによる、人と環境にやさしい快適な住まいづくりを誘導します。



## 4 . 道路ネットワークの整備

### ( 1 ) 現状と課題

本町の骨格的な道路網は、磐越自動車道をはじめとして国道 401 号、主要地方道会津高田上三寄線、会津坂下本郷線によって形成されています。これらの骨格的道路とともに町道など多くの道路が、住民の日常生活や経済活動を支えています。今後新たな拠点となる予定のスマートインターチェンジの整備推進とともに連絡する道路整備、国・県道の整備促進など、道路交通環境を充実していく必要があります。

生活道路については、集落間を結ぶ基幹的な町道の整備は進んできていますが、まだ幅員の狭い道路も多く、歩行者が安全に通行できる歩道の確保や緊急車両の通行に対応できる道路拡幅は遅れている状況であり、十分な幅員形成や歩道整備なども含め適切な整備・改良、除雪の充実など快適性や安全性の向上が求められます。高齢者や障がい者、子どもなど交通弱者のために計画的なバリアフリー化を進めていくことも不可欠となります。また、良好な地域づくりに貢献する視点から、景観に配慮した道路環境づくり、舗装補修や除草・側溝清掃など道路の維持管理を充実していくことも必要になっています。

### ( 2 ) 施策の基本方針

総合的な道路交通体系を確立するため、福祉や環境に配慮しながら、町内外を連絡する幹線道路から地域に密着した生活道路まで体系的な道路整備を図り、人と車の安全で快適な移動を支える道路交通環境の整備を進めます。

### (3) 施策内容

新たなインターチェンジの整備推進  
新たな町の玄関口となる予定の新鶴スマートインターチェンジ整備を推進します。

幹線道路の整備  
交通利便性や安全性の向上、渋滞緩和のため、主要道路の早期整備を進めます。

生活道路の整備  
緊急時に対応するための生活道路の拡幅整備を進めるとともに、事故防止のため、維持対策や危険箇所の点検改良を行います。

人にやさしい道づくり  
通学路や公共施設、商店街などを中心に、歩行者を主体とした段差のない歩きやすい歩道の整備を推進します。  
誰にでもわかりやすい案内板・表示板を設置します。

道路除雪・防雪対策の推進  
降雪時の安全確保と道路機能の維持のため、効率的な除雪作業を実施します。

## 5 . 公共交通の充実

### ( 1 ) 現状と課題

公共交通としては、JR只見線があり町内に4駅が設置されています。本路線は、通勤・通学や観光客等の交通手段として利用されていますが、モータリゼーションの進展に伴い、利用客は年々減少しています。

バスは町内13系統の路線で運行し、通勤・通学、通院、買い物等地域住民の身近な交通手段となっていますが、利用者数が減少傾向にあることから、路線や運行時刻、鉄道との連絡などサービス面のさらなる充実が求められています。

今後、高齢化の進展などにより、通院や買い物、公共施設の利用などにおいて公共交通の役割は今以上に大きくなると見込まれることから、既存の公共交通機関相互のネットワーク化、きめ細かなサービスの充実などにより、一層の利便性の向上を図っていく必要があります。

### ( 2 ) 施策の基本方針

地域住民の身近な交通手段である地域バスの適正運行を推進するとともに、鉄道とバスの相互乗り換えの充実などを進め、バスや鉄道など公共交通機関の利便性を高めます。

### (3) 施策内容

#### J R只見線の利便性の向上

駅舎の改修や乗車サービスの充実などにより、J R只見線の利便性の向上を働き掛けます。他の交通機関との連絡の向上、観光施設との連携などによる利用促進を図ります。

#### バス交通等の確保

住民ニーズや他の交通機関との連絡性を踏まえ運行路線や運行時刻の再編を行い、バス路線の確保に努めます。

高齢者等の交通弱者の交通手段を確保するために、新交通システム等の導入について検討を行います。

## 6 . 情報ネットワークの整備

### ( 1 ) 現状と課題

近年はインターネットの普及がさらに広がりを見せ、各家庭や事業者においても、光ファイバー などによるブロードバンド 化が急速に進展しています。情報化の進展は、地域社会やまちづくりの様々な分野で大きな変化をもたらし、行政事務の効率化や高度化など住民生活に多大な利便性をもたらしています。

本町でも民間通信事業者が情報通信基盤を整備しブロードバンドサービスの提供を始めていますが、山間部ではブロードバンドサービスが提供されておらず、高度情報通信ネットワーク社会の形成が困難な状況になっており、地域間に情報格差が生じています。今後、電子行政を展開していくうえで、ブロードバンド環境の整備は住民生活になくはならないものであるため、こうした地域間の情報格差の解消に努め、戸籍、保健・医療・福祉、生涯学習・文化、環境、産業、消防・防災、広報・広聴など多様な分野における情報ネットワークの整備を図り、電子自治体やユビキタス社会 への対応なども含めた情報基盤の整備を進めていく必要があります。

また、個人間に情報格差が生じないよう、情報リテラシー の向上に向けた環境整備、個人情報保護法に基づく個人情報の厳重な管理を進めていくことも必要です。

光ファイバー  
光を用いて情報を伝達する際に、光の伝送路として用いるきわめて細いグラス-ファイバー。

ブロードバンド  
高速度で大容量のデータ転送のことを指す。動画の伝送など、ネットワーク上の高度なサービスを実現する。

ユビキタス社会  
いつでもどこでも、利用者が意識せずとも、情報通信技術を活用できる環境が整った社会。

情報リテラシー  
情報化社会でコンピューターなど情報関連技術を習得し、積極的に情報を活用することのできる能力。

### ( 2 ) 施策の基本方針

情報通信基盤の充実による地域や行政の情報化を進めるとともに、情報格差を生じさせないよう住民の情報リテラシーの向上、個人情報の保護を図ります。

### (3) 施策内容

#### 地域情報基盤の整備

光ファイバー網等の高度情報通信基盤の整備や公共公益施設における情報ネットワーク整備、ユビキタスネットワークの整備など、高度情報通信網の段階的な整備を推進し、住民誰もがその利便性を享受できる環境整備に努め、町内全域のIT化を目指します。

#### 情報リテラシーの向上

住民の情報リテラシーの向上を支援するため、役場庁舎や社会教育施設などに情報端末を設置し、多くの人々がコンピュータに慣れ親しみ、利用できる環境整備を進めます。

学校教育や生涯学習において、情報通信機器の操作や情報活用のための学習機会の充実を図ります。

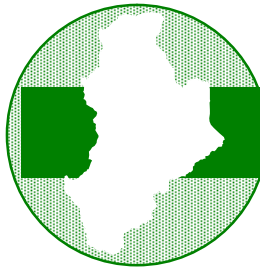
#### 多様な分野における情報ネットワークの整備

最新の情報システムの導入や既存システムの改善により、これまでの事務処理システムを変革し、事務事業の効率化・省力化を進めます。

行政窓口や手続きの情報化と行政機関同士のネットワーク整備を進め、住民の利便性の向上を図ります。

#### 個人情報の保護

住民基本台帳などの個人情報については、適正な管理のもと取り扱いを厳重にします。



## 第6章

# 参画と協働で共に創るまち

## 1. 人権尊重のまちづくりの推進

### (1) 現状と課題

人権とは、人が生まれながらにして等しく持っている権利ですが、地域社会や価値観の多様化が進むなかで、人権に対する正しい理解と認識が十分になされず人権侵害などの問題が発生しています。人権の世紀といわれる21世紀を迎えた今でさえも、さまざまな偏見や差別の問題が存在し、人権尊重の理念が必ずしも定着しているとは言えない状況にあります。

人権問題は、住民一人ひとりの意識や行動に直接的にかかわるものであり、一人ひとりが大切にされるまちづくりを目指した人権感覚をはぐくむ教育の推進と充実を図り、女性や子ども、高齢者、障がい者、外国人等への差別・偏見など、あらゆる人権問題に対する住民一人ひとりの理解を一層深め、すべての人々がお互いの人権を尊重し支え合いながら生きる共生社会を築いていくことが必要です。

### (2) 施策の基本方針

偏見や差別がなく、基本的人権が尊重された一人ひとりが大切にされるまちづくりを目指し、学校や職場、地域社会などあらゆる場を通じて人権教育や啓発活動により、人権教育を進めます。

### (3) 施策内容

#### 人権啓発活動の推進

人権感覚をはぐくむ学習資料の整備や学習機会の充実、住民の認識と理解を深めるため、広報などを通じて、人権尊重のための啓発活動を推進します。

#### 人権教育の充実

児童・生徒に人権問題を正しく理解させるため、学校・家庭における人権尊重教育の充実に努めるとともに、成人を対象とした人権教育の充実、強化を図ります。



## 2 . 男女共同参画社会の形成

### ( 1 ) 現状と課題

地域社会を取り巻く環境は、少子高齢社会の進展や経済・産業の国際化、ライフスタイルや価値観の多様化などにより大きな変革期に直面しています。こうした状況に対応し、活力ある社会を築き上げていくためには、男女がお互いの人格を尊重し、あらゆる分野において対等なパートナーとして参画し、責任を分かち合っていく男女共同参画社会を実現していくことが求められます。

男女共同参画に関する問題は、これまでの文化や慣行に深く根ざしており、住民一人ひとりが意識を高め、日々の生活のなかで実践していかなければ改善が進むものではありません。男女が社会の構成員として、あらゆる分野に対等な立場で役割・責任を共有しながら参画し、個性や能力を十分に発揮して主体性を持った生き方ができる豊かで活力ある男女共同参画社会の形成のためには、家庭や地域、職場などに残っている男女の固定的な役割分担意識を見直し、男性も女性も共に家庭、地域、仕事に参画し、責任を分かち合うことが求められます。

男女共同参画  
あらゆる分野において、女性も男性も性別に関係なく、自由な意思で計画を考え、共に責任を持ち、均等に利益を持つことができるバランスのとれた社会。

### ( 2 ) 施策の基本方針

男女共同参画に関する住民意識の高揚や女性の社会参画を促進し、男女が平等に参画し、ともに個人としての能力を十分に発揮できる社会の実現をめざします。

### (3) 施策内容

#### 男女共同参画に関わる住民啓発の推進

広報などを通じた情報提供や啓発イベントの開催などにより、男女共同参画に関する意識啓発を図るとともに、地域社会のさまざまな活動の場で男女共同参画を推進します。

家庭や職場、地域社会等での不合理な男女差別を撤廃するため、女性に対する相談体制や支援体制の確立など、男女共同参画社会への環境の整備を進めます。

#### あらゆる分野に参画できる女性人材の育成

審議会や委員会など町の政策決定の場における女性登用を推進します。

#### 男女共同参画プランの策定

男女共同参画社会の実現に向けた基本的な考え方と具体的方針を明確にするため、男女共同参画条例に基づき、男女共同参画プランの策定を進めます。

## 3 . コミュニティ活動の促進

### ( 1 ) 現状と課題

本町は3町村の合併によって新たなスタートを切ったところであり、まだ1つの町としてアイデンティティは十分に確立されているとは言えません。「会津美里町住民」としての一体感を醸成し、「会津美里町」への住民の愛着を深めていくためには、地域ごとの個性や特徴を尊重しつつ、地域間の交流を促進し、新たな枠組みによるコミュニティ形成を図っていく必要があります。

また、若年層の流出、核家族化などの進展とともに、住民のライフスタイルや価値観が複雑多様化するなか、古くからの地域コミュニティや農村社会の特徴は次第に薄れ、コミュニティに対する考え方の希薄化、核となる人材の不足などにより地域における住民相互の交流や連帯感は弱まりつつあります。特に、新たな宅地造成などにより転入住民が多い地域では、住民同士の交流や意思疎通が円滑に行われないこともあり、地域住民同士の交流を深め、良好な地域コミュニティを育成していくことが求められます。

また、高齢化により一人暮らしの高齢者が増える傾向にあります。子育てを含めて高齢者などの支援を地域みんなで支える取り組みも求められます。

アイデンティティ  
自分が自分であるという独自性、主体性。地域におけるアイデンティティとは、他の地域とは異なった地域の特性、個性のこと。

### ( 2 ) 施策の基本方針

自治会などの地域における住民活動を支援し、良好な地域コミュニティを育成するとともに、地域間の交流を活発化し、「会津美里町住民」としての一体感の醸成や愛着づくりを進めます。

### (3) 施策内容

#### コミュニティの育成支援

地域住民相互の交流を促し連帯意識を高め、良好な地域コミュニティの形成を推進する自治会などの地域コミュニティ組織の確立と自主的な地域活動を支援します。

地域住民が地域活動の場として安全かつ快適に活用できる地域コミュニティ施設の整備・充実に支援します。

#### 町内地域間交流の推進

合併前の3町村において育まれてきた個性や特徴を尊重しつつ、町全体が1つになったイベントや催し物を開催するなど交流機会の充実に図り、相互の交流や理解を促進します。

#### 地域子育て・介護ネットワークの構築

子育て、介護に対する地域の役割を改めて見直し、子育てや介護に関して地域で助け合う仕組みづくりを支えるとともに、ボランティア団体の育成とネットワーク化などを図ります。

#### 山間地域のコミュニティ再編の検討

過疎化や高齢化が進む山間地域において、地域コミュニティが形成できるよう再編について検討します。

## 4 . 住民と行政とのパートナーシップの強化

### ( 1 ) 現状と課題

地方分権が進み、これからのまちづくりにおいては、町が自らの責任と選択のもとに、地域の個性や特徴に応じて、住民の声を反映したきめ細かな施策を展開していくことが今まで以上に重要になってきます。こうした施策展開を行うためには、住民と町がそれぞれ主体的な役割を發揮し、お互いに自立し、協力していくことが必要であり、パートナーシップに基づく協働まちづくりの推進や、ホームページや広報紙などにより、町政に関する情報のきめ細やかな発信とともに、住民からの意見の収集を図ることが求められます。

近年、NPO やボランティアなどの住民活動が少しずつ活発化してきていますが、人的、財政的基盤が脆弱であるなど活動環境の整備が不足しています。また、住民のボランティア活動への関心や参加意欲は高いものの具体的な参加に至っていないことが多く、行政や事業者、住民のなかでもボランティアなどの活動に対する理解が不足している状況も問題となっており、こうした住民活動に対する意識の啓発を図るとともに、活動に対する支援を行っていくことが必要とされています。

### ( 2 ) 施策の基本方針

住民と行政が役割と責任を確認しながら協働してまちづくりを進めていくために、協働まちづくりの仕組みを構築するとともに、情報の収集と発信、積極的な住民参加に向けた支援、ボランティア・NPOなどの活動の支援を行います。

### (3) 施策内容

#### 協働まちづくりの仕組みづくり

住民と行政の協働によるまちづくりを進めるための指針を明確にし、具体的な取り組みを実行していくための条例の制定を検討します。

審議会や委員会などへの公募委員の登用や住民ワークショップの開催、パブリックコメントを推進するなど、政策立案過程での住民参画の機会を充実します。

住民意向を的確に町政に反映するための地域審議会の設置、地域のまちづくりを支援するための基金造成等について検討します。

#### 情報の収集・発信

開かれた行政の推進に向けた情報公開を進めるとともに、行政懇談会等の開催など多様な機会を通して、情報の収集・発信に努めます。

電子自治体の構築を推進し、インターネットや携帯端末をはじめ多様なメディアを効果的に利用した情報提供機能の充実を進めます。

#### 広報誌の充実

広報紙やホームページなどによる広報活動を充実するとともに、役場や公共施設に町政情報コーナーを設置し、効率的な行政情報の提供を行います。

#### 積極的な住民参加に向けた支援

ボランティア・NPOなどの活動の推進や、町内会・まちづくり団体等の支援・育成に努めるとともに、活動拠点となる施設整備について検討します。

意識の高揚を図るためのイベントやセミナーなどを開催します。

## 5 . 自立した自治体経営の確立

### ( 1 ) 現状と課題

地方分権の進展により、各地方公共団体は自らの判断と責任のもとに地域の実情に沿った行政を実践していくことが期待されています。同時に、全国の地方自治体は過去に例を見ない財政難に直面しており、本町においても、長引く景気の低迷などの影響を受け、厳しい財政運営を強いられています。その一方で、本町は本庁舎と2つの分庁舎で行政運営を行っていますが、維持管理経費の増大、行政サービスの低下などが課題となっており、早急な対応も求められています。

これからの行政運営は、厳しい財政状況のなかで、ますます複雑化・多様化する住民ニーズに適切に対応していくことが求められており、中・長期的な財政状況を展望し、経費の節減合理化や自主財源の確保・拡充に努めるとともに、財政分析・評価手法を導入しながら、財源の重点配分に努め、計画的、効率的な財政運営予算や人材、施設などの限られた行政資源を適切に配分し、有効活用していくことが必要になります。また、課税の適正化や納税意識の高揚などによる財源確保に努めることも求められます。

行政ニーズは今後もますます複雑化・多様化するものと予想され、町単独で課題解決に取り組むだけではなく、福島県や周辺市町村や共通の課題を有する行政団体と一層の連携を強化し、効率的な行政運営を図っていく必要があります。

### ( 2 ) 施策の基本方針

地方分権の時代にふさわしい自立した自治体としての役割を果たすため、行政サービスの向上や行政職員の意識啓発、効率的で健全な行財政運営を推進します。

### (3) 施策内容

#### 効率的な行政運営

効率的な行政運営を戦略的かつ計画的に推進するため、機構改革計画を策定します。

公正な評価に基づく有効かつ効率的な行政活動を行うため、事務事業評価システムの導入を推進します。

事務事業の実施や施設の整備・管理運営にあたっては、PFI導入、民間委託の推進、指定管理者制度の活用などにより、民間の活力やノウハウを有効に活用します。

住民サービスの水準が低下することのないよう、事務事業量に応じた職員の適正配置と定員管理に努めます。

分庁舎方式にあわせて関係窓口の統合を図るとともに、IT活用を推進するなど行政窓口機能の充実を図ります。

#### 健全な財政運営

収納率の向上を始め、未利用財産の処分、工業団地及び住宅団地の早期売却に努めるとともに、その他税収向上のための諸施策を講じ、自主財源の確保に努めます。

事務事業の見直しを含めた経常経費の削減や、既存の施設等の有効活用を図りながら行財政の健全化に努めます。

費用対効果を踏まえた財源の重点的・効率的な配分に努め、財政構造の健全化を推進します。行政サービスの費用負担区分を明確にし、行政サービスと負担の適正化に努めます。

#### 職員意識の改革

職員研修を充実するとともに、職員による自主的な学習・研究活動を促進し、職員の意識改革や職員提案制度の確立など政策形成能力、接客サービス力の向上に努めます。

#### 広域行政の推進

周辺市町村との連携を図り、広域事業の効率的な運営と業務内容の充実を図ります。

観光、交通、防災、医療などあらゆる分野において、既存の枠組みに捉われない新たな広域連携を推進します。

#### 事務事業評価システム

行政が行う施策や事務事業について、住民の視点に立って住民の便益あるいは満足度がどれだけ向上したかという観点から、費用対効果も精査しながら、できる限り客観的にわかりやすく、その有効性や効率性を評価するものであり、その評価結果を今後の予算編成や企画立案等に生かすことにより、効果的で効率的な行財政運営をめざすもの。

#### PFI

「PFI (Private Finance Initiative : プライベート・ファイナンス・イニシアティブ)」とは、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う新しい手法。